

北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第731号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] info@print.or.jp

4

2017

平成29年
4月10日発行

INDEX

印刷燦燦	3
第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会	4・5
HOPE2017 開催概要決定	6
HOPE2017 出展・セミナー出講の募集案内	7・8
改正個人情報保護法全面施行	9~12
無期転換ルール案内	13
全国青年印刷人協議会第30回全国協議会	14
業界のうごき	14

[表紙] エゾノリュウキンカと水芭蕉：旭川市近郊

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会
7月7日(金)~9日(日)

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル
TEL.011-595-8071/FAX.011-595-8072

UD
FONT
by MORISAWA

100%
古紙100%再生紙

VEGETABLE
OIL INK

GREEN PRINTING
P-00023
この印刷物は、環境にやさしい
材料と工法で製造されています

CSR
P-00023

この印刷物は、CSRに
取り組む印刷会社が製作
した印刷物です。

志 あ ふ れ る 印 刷 産 業 へ、
期 待 さ れ る 価 値 を 求 め て



HOPE 2017

HOKKAIDO PRINT EXPO

展示会
×
セミナー
(14セッション)

《 日 時 》

平成29年

9月1日金・2日土

10:00~17:00

《 会 場 》 アクセスサッポロ

札幌市白石区流通センター4丁目3番55号

〔主催〕 HOPE実行委員会

北海道印刷工業組合・北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合
北海道製本工業組合・北海道フォーム印刷工業会・北海道紙器段ボール箱工業組合

〔後援〕 経済産業省北海道経済産業局・北海道・札幌市

北海道中小企業団体中央会・札幌商工会議所
北海道中小企業家同友会

〔協賛〕 (株)印刷出版研究所・(株)日本印刷新聞社
ニュープリンティング(株)

印刷 燦 燦

まもなく旭川大会です

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会が三ヵ月後となりました。

全道の組合員の皆様方はもちろんのこと関連会社の皆様方ほか多くの方々のご支援ご指導をいただきながら、一步ずつ前へ進めて参りました。また、全印工連「教育研修委員会」の皆様にも、思いもかけずご協力いただけることとなり感謝のほかありません。

十二年前の記憶がかすかにあるとは言え、組合員状況も時代背景も全く異なるなかでの開催です。この中でも、来賓の皆様、全道から集まる仲間たち、そして、日頃から地方印刷業界を支えていただいている関連業の皆様をお迎えするべく、旭川一同みんな明るく前を向いて当面の目的に向かって邁進しているところです。

旭川大会の事業はそれぞれ担当を決めて進行しています。先月号に掲載された「記念ゴルフ」は(有)岳総合製本所の岳隆久社長、「記念式典」は植平印刷(株)植平有治社長、「記念パーティ」は中村印刷(株)中村裕一社長の担当です。わたしは「記念講演」です。

講師は、何故、堀江貴文氏でなければならないのか。巷では「ジェットコースターのような人生」ともいわれていますが、氏の並ならぬ経歴から、一体、どんな言葉が発せられるのか。それを聞きたい。いま、印刷業界は核となるものは依然としてあるものの、その周辺領域は溶解しはじめて久しい。次々と巻き起こるイノベーション。氏は「99%の会社は必要ない」という本を出し、世間を挑発している。並ならぬ世には並ならぬ話を聞かなければならない。そして、その話が意外と真っ当だと思い知らされる。我々1%は氏の話を楽しみにしている。

翌日には、エクスカッション『北海道ガーデン街道とフラテッロ・ディ・ミクニのランチ』でお楽しみください。大自然とともにある半日は、忙しく過ぎ去る毎日を優しく癒やします。

来る7月、各位におかれましては旭川へこぞってご参集いただきますようご案内申し上げます。

北海道印刷工業組合副理事長・旭川支部長
第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会実行委員長

井田多加夫

株式会社井田印刷工房 代表取締役

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会 参加募集始まる

第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会が、「地域とともにあって、志あふれる印刷産業へ向かう」をテーマに、7月7日(金)から9日(日)まで、旭川市で開催される。

現在、参加者の募集を行っている。

開催概要は、次のとおり。

1. 主催

主催：北海道印刷工業組合

主管：北海道印刷工業組合旭川支部

2. 後援

経済産業省北海道経済産業局、北海道、旭川市、旭川商工会議所

北海道中小企業団体中央会、北海道新聞旭川支社

(株)北のまち新聞社「あさひかわ新聞」

3. テーマ

「地域とともにあって、志あふれる印刷産業へ向かう」



4. 行事日程

■ 記念ゴルフ

日 時 7月7日(金)／13:00

会 場 フォレスト旭川カントリークラブ
(旭川市神居町雨粉430)

参 加 費 5,000円 (懇親会費・表彰費)
※プレー費は各自精算



2 記念講演

日 時 7月8日(土)／15:00～16:30
 会 場 旭川市民文化会館
 (旭川市7条通9丁目50番地)
 講 師 堀江貴文 氏

1972年福岡県生まれ。
 SNS media&consulting株式会社ファウンダー。
 現在は宇宙ロケット開発や、スマホアプリ「TERIYAKI」、「755」、「マンガ新聞」のプロデュースを手掛けるなど幅広く活動を展開。
 有料メールマガジン「堀江貴文のブログでは言えない話」の読者は1万数千人の規模に。
 2014年8月には会員制のコミュニケーションサロン「堀江貴文イノベーション大学校」(<http://salon.horiemon.com/>) をスタートした。近著に『むだ死にしない技術』、『99%の会社はいらない』など。



旭川市民文化会館



堀江貴文氏

3 記念式典

日 時 7月8日(土)／17:00～18:00
 会 場 旭川グランドホテル
 (旭川市6条通9丁目)



旭川グランドホテル

4 記念パーティ

日 時 7月8日(土)／18:30～20:30
 会 場 旭川グランドホテル
 参 加 費 12,000円

北海道の中央に位置する旭川。その立地を生かし、全道から季節に応じた四季折々の食材が集まり、市民の食を潤わせる。年に一度開催される食の祭典「北の恵み、食べマルシェ」。市内及び全国から集まる露店で街中は溢れ、これもまた市民の食感を鍛え上げる。記念パーティでは、旭川の多様な食材を使ったホテル料理を地元旭川の銘酒をお供にしてご堪能ください。屋台での旭川ラーメンもどうぞ期待…。お楽しみ抽選会ではたくさんの景品を用意。一人でも多くの喜びの笑顔が生まれる抽選会としたい。

5 エクスカーション

『北海道ガーデン街道と
 フラテッロ・ディ・ミクニのランチ』

日 時 7月9日(日)／9:00～15:15
 会 場 大雪森のガーデン
 上野ファーム
 フラテッロ・ディ・ミクニで昼食
 参 加 費 12,000円



大雪森のガーデン

HOPE2017 開催概要を決定

HOKKAIDO PRINT EXPO

HOPE実行委員会は、2月22日午後5時から、札幌市中央区の札幌パークホテルで2017第1回実行委員会を開催し、「HOPE2017」の開催概要ならびに基調講演およびパネルディスカッションの内容を決定した。

HOPE2017 (HOKKAIDO PRINT EXPO) 開催概要

- 目的** 印刷産業は、取り巻く環境が様変わりし、未曾有の転換期にあり、勝ち残っていくためには、新しい印刷産業へのリ・デザインが求められています。そのためには、ハードとソフトの両方に着目をしていかなければならず、これまで培ってきました北海道情報・印刷産業展の歴史と成果を踏まえて、新しい目線で印刷産業を捉えることができるよう、学びと情報発信に主眼を置いて、印刷産業が発展を遂げられるよう、スタイルと内容を変えて、セミナーと展示会を組み合わせ、学びと情報発信の場としていきます。
- 主催** HOPE実行委員会
北海道印刷工業組合、北海道グラフィックコミュニケーションズ工業組合、北海道製本工業組合
北海道フォーム印刷工業会、北海道紙器段ボール箱工業組合
- 後援** 経済産業省北海道経済産業局、北海道、札幌市、北海道中小企業団体中央会、札幌商工会議所
北海道中小企業家同友会
- 協賛** 株式会社印刷出版研究所、株式会社日本印刷新聞社、ニュープリンティング株式会社
- テーマ** 志あふれる印刷産業へ、期待される価値を求めて
- 会期** 平成29年9月1日(金)、2日(土) 10:00~17:00
- 会場** アクセスサッポロ 札幌市白石区流通センター4丁目3-55

(1)展示会 D展示場 (1F) (2)セミナー 小展示場 (1F)・研修室A (2F)・レセプションホール (2F)

8. セミナー日程	会場名	10:00~12:00	13:00~14:30	15:00~16:30
9月1日(金)	小 展 示 場	基 調 講 演	①	④
	研 修 室 A		②	⑤
	レセプションホール		③	⑥
9月2日(土)	小 展 示 場	パネルディスカッション	⑦	⑩
	研 修 室 A		⑧	⑪
	レセプションホール		⑨	⑫

①基 調 講 演：テーマ「見える化ならびに人事評価制度」（仮題）

講 師：全日本印刷工業組合連合会副会長 作道孝行氏

②パネルディスカッション：テーマ「全印工連2025計画～新しい印刷産業へのリ・デザイン」

ファシリテーター：江森克治氏 株式会社協進印刷代表取締役

パネリスト：池田幸寛氏 池田印刷株式会社代表取締役

パネリスト：滝澤光正氏 滝澤新聞印刷株式会社代表取締役

パネリスト：小野綾子氏 株式会社プライズコミュニケーションズ代表取締役

パネリスト：吉澤和江氏 株式会社太陽堂封筒代表取締役

パネリスト：三島秀夫氏 六三印刷株式会社専務取締役

HOPE2017

出展・セミナー出講の募集開始

HOPE実行委員会は、昨年から装いを新たに開催し、第2回となる「HOPE2017」を9月1日(金)・2日(土)に札幌市白石区のアクセスサッポロで開催します。

現在、出展ならびにセミナー出講の募集を行っています。

HOPE2017 ご出展ならびにセミナーご出講のお願い

印刷資機材・情報機器製造ならびに販売各社の皆様には、平素から道内印刷関連業界に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

HOPE (HOKKAIDO PRINT EXPO) は、これまで23回にわたり開催してきました「北海道情報・印刷産業展」を、セミナーと展示会を組み合わせた学びと情報発信の場として、装いを新たに昨年より開催して、今年が第2回となります。

お蔭様で昨年は多くの方々から高い評価をいただきました。

今、印刷産業は、取り巻く環境が様変わりし、未曾有の転換期にあり、勝ち残っていくためには、新しい印刷産業へのリ・デザインが求められています。

そのためには、ハードとソフトの両方に着目をして、新しい目線で印刷産業を捉え、印刷産業が発展を遂げられるようにしていかなければなりません。

第2回となります「HOPE2017」を、9月1日(金)・2日(土)の2日間、札幌市白石区のアクセスサッポロで開催します。

今年の「HOPE2017」は、昨年の反省点を踏まえ、さらに工夫を凝らし、学びと情報発信の場として、より有効に活用できるように努めて参ります。

印刷資機材・情報機器製造ならびに販売各社の皆様には、ICT時代を切り開く大きな戦力や武器となる最新の機器・機材・資材等のご出展ならびに企業発展に寄与する経営・技術情報等のセミナーをご出講いただきたくお願い申し上げます。

印刷関連業の皆様には、自社のコラボレーションビジネス情報発信の場として、ご出展ならびにご出講いただきたくお願い申し上げます

平成29年4月

HOPE実行委員会 会長 板倉 清

【HOPE2017 開催要領】

1日 時 平成29年9月1日(金)・2日(土) 10:00~17:00

2会場 アクセスサッポロ (札幌市白石区流通センター4丁目3番55号)

3テーマ 「志あふれる印刷産業へ、期待される価値を求めて」

4展示会 Dホール 77小間

5セミナー	会場名	収容人員	10:00~12:00	13:00~14:30	15:00~16:30
9月1日(金)	小 展 示 場	120	基 調 講 演	①	④
	研 修 室 A	80		②	⑤
	レセプションホール	80		③	⑥
9月2日(土)	小 展 示 場	120	パネルディスカッション	⑦	⑩
	研 修 室 A	80		⑧	⑪
	レセプションホール	80		⑨	⑫

※会場の詳細は、アクセスサッポロのホームページ (<http://www.axes.or.jp/>) をご参照ください。

【出展およびセミナー出講募集要領】

①展示会

- (1)出展料金 1小間（間口3,000mm×奥行2,500mm×高さ2,400mm）
110,000円（消費税別）
※基本装飾（3面パネル・社名板のみ）、
基本電気設営、電気使用料を含みます。
- (2)搬入・設営 8月30日(水) 10:00～17:00
8月31日(木) 9:00～17:00
- (3)撤去・搬出 9月 2日(金) 17:00～21:00

②セミナー

- (1)出講料金
120人収容会場 180,000円（消費税別）
80人収容会場 160,000円（消費税別）
※プロジェクター、スクリーン、マイクは実行委員会でご用意します。それ以外のものは各社でご用意ください。
- (2)開催方法
①2日間で14小間のセミナー枠を設け、うち12小間を販売します。
②セミナー開催費用として、講師の謝金（50,000円）・交通宿泊費（70,000円）は、主催者で負担します。
それ以上の費用が発生した場合は、開催会社の負担とします。金額は、消費税込の金額です。
③セミナー受講料は、原則、無料とします。
④受講者募集の周知は、実行委員会およびセミナー購入会社が協力して行います。
⑤お申込みいただいたセミナー開催希望日は、調整させていただく場合があります。
- (3)時間 1セミナー：90分

③申込方法

出展・セミナー出講申込書（別紙）に必要事項をご記入の上、下記へお申込みください。
HOPE実行委員会
〒062-0003
札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル 4階
北海道印刷工業組合内

TEL011-595-8071/FAX011-595-8072
[e-mail] info@print.or.jp

④申込期日

平成29年5月25日(木)

ただし、申込先着順とし、満小間になり次第、募集を締め切ります。

⑤出展・出講料金のお支払

募集締切後、請求書をお送りさせていただきます。納入期限は、平成29年7月28日(金)とさせていただきます。

⑥展示会配置図およびセミナー時間割

6月28日(水)開催予定の「出展社説明会」でお知らせします。

⑦ポスター、ガイドブックおよびDMハガキ
(7月中旬作製予定)

ご希望の場合は、出展・セミナー出講申込書にご記入ください。なお、配付数については調整させていただきます。

⑧展示会での特別装飾・照明（有料）

ご希望の場合は、出展・セミナー出講申込書にご記入ください。

⑨貸出備品、会場使用の注意事項等について

「出展社説明会」でお知らせします。

《お問い合わせ先》

HOPE実行委員会

〒062-0003

札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル 4階

北海道印刷工業組合内

TEL011-595-8071 FAX011-595-8072

[e-mail] info@print.or.jp

[URL] http://www.print.or.jp

全ての事業者が「個人情報取扱事業者」に

改正個人情報保護法が、本年5月30日全面施行

事業者は、事業活動に関する情報や顧客情報などさまざまな情報を扱っているが、なかでも「個人情報」の適正な取り扱いは、社会的責務となっている。

個人情報保護法において、これまでは5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は対象外であったが、本年5月、全面施行する改正個人情報保護法により、全ての事業者が個人情報保護の義務を負う「個人情報取扱事業者」になる。

1 個人情報保護法の改正

個人情報保護法は、2015年9月3日に改正され、改正後の個人情報保護法は2017年5月30日から施行される。（個人情報保護委員会の設置は2016年1月1日から適用になっている）

今回の改正により、個人情報保護法は、広く一般の中小企業においても適用されることになるので、これまで個人情報保護法の内容を把握しないで個人情報を取り扱ってきた中小企業においても実務上の対応が要求されることになる。

2 これまでの個人情報保護法

①個人情報とは

一般的に、「個人情報」という用語を用いた場合に、法律上の問題が生じる場合としては、「個人情報保護法における個人情報」と「プライバシー権や肖像権等における個人情報」に区別することができる。

「個人情報保護法における個人情報」とは、特定の個人を識別できる情報のことで、氏名・住所・電話番号・生年月日などが該当する。

「個人情報データベース等」は、個人情報を検索できる形で保存したものをいい、個人情報データベース等に入っている個々の情報を「個人データ」という。

個人の電子メールアドレスも、ユーザー名等から特定の個人を識別できる場合には、単独で個人情報に該当することになる。

死者に関する情報は、同時に生存する遺族等に関する情報である場合には、その遺族等に関する「個人情報」となるが、個人情報保護法は生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象となっていない。

顧客情報だけでなく、会社の従業員に関する情報も「個人情報」に該当するので、アルバイト等の氏名等も個人情報になる。

データベース内の情報だけでなく、カメラで撮影した映像や録音した音声も、特定の個人を識別できる場合には「個人情報」に該当する。

例えば、監視カメラで撮影された映像も「個人情報」に該当することになる。

個人情報保護法における「個人情報」は、個人情報保護法が個人情報を保有する事業者に対する法律であり、またその事業者に対して必要最低限のルールを求めた法律であるため、一般の人がイメージする個人情報よりも限定されたものである。

他方で、プライバシー権等に関する「個人情報」は、より広い概念である。

個人情報の流出などにより、プライバシー権侵害となった場合には、民事上の損害賠償を負う可能性がある。

仮に、法律上の問題が発生しない場合であっても、個人情報保護法の要請が高まっている現状では、何らかの個人に関する情報の問題が発生した場合には、苦情の発生や顧客等からの信頼の低下等の有形・無形の損害が発生する。

特に、近年は個人情報が電子化され、一旦漏えいした場合には、その規模が大きくなるとともに漏えいした情報を回収することは非常に困難である。

従って、個人に関する情報の取り扱いについては、常に注意が必要となる。

②個人情報の取得

個人情報の取得に当たっては、「利用目的を特定」の必要がある。

利用目的の特定に当たっては、「具体的」に特定する必要がある、利用目的を通知または公表した上で取得する必要がある。

「具体的」とは、例えば「新製品に関する情報を電子メールで送信するために利用します」と記載することであり、「サービス向上のために利用します」、「マーケティング活動に利用します」、「事業活動に利用します」という記載は「具体的」とはいえない。

個人情報は、本人から取得する必要がある、提供については強要して取得することは許されないし、不正な方法で個人情報を取得している名簿業者等から個人情報を取得しないようにすることが必要である。

③個人情報の利用

本来の利用目的と異なる目的で個人情報を利用する場合には、本人へ通知し、同意を得なくてはならない。

「同一事業所内の提供」の場合や「委託先への提供」等の場合を除いて、個人情報を第三者に提供す

る場合には、事前に本人への同意を得ることが必要となる。

④個人情報への問い合わせ

個人情報の問い合わせについて、本人からの開示要請については、本人であることが確認できた場合には開示しなければならない。

個人情報の訂正、追加・削除などの申し入れがあった場合には、速やかな対応を行わなければならない。

⑤個人情報の管理

個人情報が誰でも閲覧できる状態になっていることは、漏えいなどの問題から非常に不適切である。

個人情報を取り扱う場合には、個人情報を扱える人を限定し、個人情報に対する適切なセキュリティ対策とアクセス管理をすることが必要である。

個人情報を外部に持ち出すことはできる限り慎むべきである。

業務上やむを得ず持ち出す場合には、運用ルールを策定の上で、ルールに則り、かつ細心の注意をもって取り扱う必要がある。

例えば、「データが保存されたコンピュータを持ち出すときは、IDとパスワードを設定し、万が一盗難などにあっても情報が読み取れないようにデータを暗号化するといった対処」が必要である。

⑥個人情報保護法

個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者の守るべき義務などを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律である。

個人情報を取り扱う事業者は、組織内で事業のために利用している全ての個人情報について、法律の守るべき義務に違反する部分を改善する必要がある。

個人情報の管理義務に違反すると、6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処される可能性がある。

3 個人情報保護法の改正

①今回の個人情報保護法の改正は、6つのポイントがある。

①個人情報保護の定義の明確化

◎個人情報に、「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号」と「対象者ごとに異なるものとなるようにサービスの利用、商品の購入または書類に付される符号」が含まれるようになった。

具体的には、顔認識データ、指紋認識データ、パスポートナンバー、運転免許証番号、マイナンバーなどが含まれることになる。

ポイントカードのナンバー、SNSのID、携帯電話番号などは政令によって個人識別符号に含まれないことになった。

◎今回の改正では新たに「要配慮個人情報」の概念が設けられた。

これは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいう。

これについては、本人の同意を得ない取得は原則禁止とされ、本人の同意を得ない第三者提供特例（オプトアウト）からも除外された。例えば、健康診断の結果は、本人の同意がなければ会社は取得することができなくなり、身体障害や精神障害などの心身の機能の障害についての情報も本人の同意がなければ取得することができなくなる。

②適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

◎匿名加工情報に関する加工方法や取り扱いな

どの規程の整備、個人情報保護方針の作成や届出、公表などの規程の整備。

③個人情報の保護を強化（名簿屋対策）

◎トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認および記録の作成義務）、不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設。

④個人情報保護委員会の新設およびその権限

◎個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化。

⑤個人情報の取り扱いのグローバル化

◎国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規程の整備、外国にある第三者への個人データの提供に関する規程の整備。

⑥その他の改正事項

◎取得個人情報が5,000件以下の小規模取扱事業者への対応（従前個人情報保護法の適用の無かった会社についても個人情報保護法の適用があること）、本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規程）の届出、公表などの厳格化、利用目的の変更を可能とする規程の整備。

4 実務上の留意点

①取得の場面について

◎利用目的の特定および通知・公表が必要。

②利用の場面について

◎利用は「利用目的」の範囲内に留まる。

◎利用目的の変更について

→本改正によって利用目的と関連性があれば変更可能となった。

③管理の場面について

◎個人データの安全管理措置、従業員に対する監督、委託先に対する監督、データの内容の正確性の確保等が義務として課されている。

具体的には、個人情報保護委員会のガイドラインに示されているが、「基本方針の策定」、「個人データの取扱いに係る規律の整備」、「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」を行うことが重要とされている。

④問い合わせの場面について

◎顧客からの「開示」（保有個人データについてどのような情報を持っているかを求められた場合の回答）、「訂正」、「利用停止」（目的外利用・適正取得違反・第三者への無断提供の場合）の申し出については、応じる法的義務がある。

⑤第三者提供の場面について

◎本人の同意なしに第三者へ提供することは原則として違法となる。

例外としては、委託・共同利用などは第三者提供に当たらない（事前の通知・公表については注意が必要）。

◎オプトアウトによる第三者提供は認められる。

オプトアウトとは、本人から第三者提供に異議がなされた場合には行わないことを条件として第三者提供を行う制度。

今回の改正によって、オプトアウトについては個人情報保護委員会への届出が必要となった。

例えば、名簿業者はオプトアウトを設けているため、第三者提供が認められていたが、実際には自らの個人情報がどの業者が保有しているかわからないため、オプトアウトの実効性がないと批判

されていた。

⑥個人情報流出事件を教訓として

◎個人情報流出事件を教訓として、オプトアウト制度の実効性を高めるために、トレーサビリティの規程が設けられた。

トレーサビリティとは、第三者提供された個人情報の流通過程を追跡可能な状態にすることをいい、説明と記録の義務を負わせて情報流通の経路が追跡できるようになった。

具体的には、第三者提供を行った場合には、提供側には「誰に、何時提供したのか」を記録する義務を負い、提供を受けた側は「何時、誰から入手したのか」を記録する義務を負う。

個人情報データを不正に提供、登用した場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金の刑罰を定めた規程が設けられた。

⑦ビッグデータの取り扱いについて

◎今回の改正では、「匿名加工情報」の概念が設けられた。

これは、「特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、それが復元できないようにしたもの」をいう。

この匿名加工情報の第三者提供には、本人の同意は必要ない。

匿名加工情報については、加工方法などに安全管理措置を講ずる必要があり、また第三者提供を受けた匿名加工情報を取り扱う際には他の情報と照合してはならないこととされている。

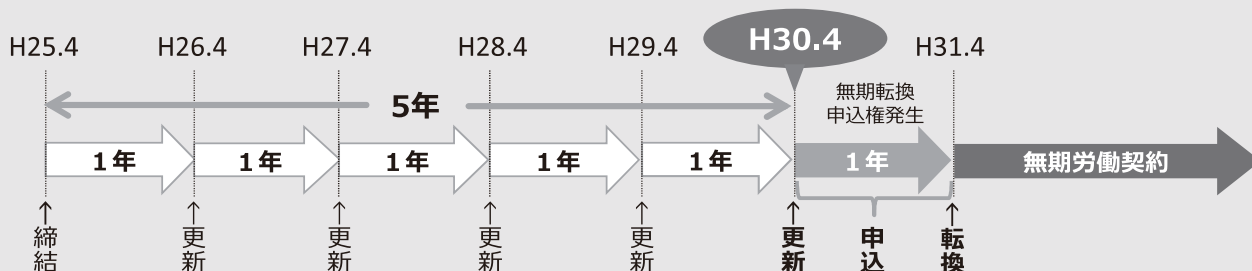
安心して働くための「無期転換ルール」とは

平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！

無期転換ルールとは

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

〔平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例〕



※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる方は

雇用されている方のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

お困りの場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

くわしくは無期転換ポータルサイトへアクセス！

無期転換ルールの概要や無期転換のメリットなどのほか、相談先である都道府県労働局の一覧等を掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト

検索



厚生労働省 都道府県労働局

全国青年印刷人協議会第30回全国協議会開催される

去る2月11日(土)、全国青年印刷人協議会第30回全国協議会が、東京都港区のホテルアジュール竹芝にて開催されました。

協議会では、最初に特別奉演として、無形民俗文化財「武州里神楽」十世家元の石山裕雅社中による神楽舞「日本建国」～大いなる家族～が行われました。

次に、全国青年印刷人協議会惠議長をはじめ、ご来賓の全日本印刷工業組合連合会会長の臼田真人様よりご挨拶を頂いた後、この1年の事業報告がありました。

今期のテーマは「未知の創造」です。

「知」の探索と深化を同時にバランスよく行う両利き経営の必要性やソーシャルネットワークの重要性、そして経営者、社員、地域ステークホルダーとのコミュニケーションによって実現される“情報価値創造産業への進化”について、ブロック協議会で話されたポイントを改めて飯尾副議長より説明がありました。

つづいて、30回記念座談会「未来への提言」～for the next 30years～が行われました。

2006年度から2015年度の歴代の議長による座談会で、パネリストに浦久保氏・臼田氏・江森氏・滝澤氏・大木氏、ファシリテーターには岸氏を迎え、今まで変革



した話や2025計画の話など、この業界を変えてきた方々ならではの考え方はとても参考になり、自分自身もこの座談会で聞いた事は自分の今後につなげていければと思います。

その後、チームビルディング、ワークショップを全国のメンバーで行い、最後は惠議長による総括が行われ協議会が終了しました。

協議会終了後は懇親会へと続き、全国の仲間と懇親を深め、また新たな出会いもあり、とても有意義な時間を過ごせた事を感謝しております。

青年部事業委員会副委員長 齊藤満生

業 界 の う ご き

▶キヤノンマーケティングジャパン(株)札幌支店長に栗林武男氏

キヤノンマーケティングジャパン株式会社札幌支店（札幌市中央区北3条西4丁目1番1号 日本生命札幌ビル）は、このたび、浦野敏行支店長が転勤され、新しく支店長に栗林武男氏が就任した。